

さいたま市の大気規制

(固定発生源)

〈粉じん発生施設関係〉

令和3年

さいたま市

環境局環境共生部環境対策課

目次

◆ 用語の説明.....	1
I 粉じん規制の体系.....	2
II 粉じんに係る規制.....	3
1 規制対象施設の種類.....	3
2 構造等の基準.....	5
3 届出等の種類.....	7
III 特定粉じんに係る規制.....	9
1 規制対象施設の種類.....	9
2 規制基準等.....	9
3 特定粉じんの測定.....	9
4 届出等の種類.....	10
IV 届出の流れ.....	11
V 届出書の作成.....	11

◆用語の説明

1 一般粉じん（条例では、粉じん）

鉱物や岩石の破碎、選別等の機械的処理又は鉱物や土砂の堆積に伴い発生し、又は飛散する物質。

2 特定粉じん

石綿（アスベスト）

3 一般（指定）粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設

工場又は事業場（鉱山保安法に定める鉱山を除く。）に設置され、一般粉じん（粉じん）、特定粉じんを発生及び排出又は飛散し、その排出されたものが大気汚染の原因となる施設（ベルトコンベア、破碎機等）で、一定規模以上のもの。

4 工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場という。

例) 工場：鋳物工場、食料品製造工場等

事業場：学校、病院、ごみ処理場等

I 粉じん規制の体系

1 大気汚染防止法

規制対象物質	対象施設・作業の種類	設置者の義務等	規制措置等
一般粉じん	一般粉じん発生施設 (p. 3 表-1)	①各種届出 (p. 7) ②構造等の基準遵守 (p. 5)	〈構造等の基準〉 ・基準適合命令等 (p. 6)
特定粉じん (石綿)	特定粉じん発生施設 (p. 9 表-4)	①各種届出 (p. 10) ②大気中濃度の測定記録 (p. 9) ③規制基準の遵守 (p. 9)	〈届出〉 ・実施の制限 (p. 10) ・計画変更命令等 (p. 10) 〈敷地境界基準等〉 ・改善命令等 (p. 9)

2 さいたま市生活環境の保全に関する条例 (大気関係)

規制対象物質	対象施設の種類	設置者の義務等	規制措置等
粉じん	指定粉じん発生施設 (p. 4 表-2)	①各種届出 (p. 8) ②構造等の基準遵守 (p. 5)	〈構造等の基準〉 ・基準適合命令等 (p. 6)

II 粉じんに係る規制

1 規制対象施設の種類

表-1 一般粉じん発生施設一覧表（大気汚染防止法：施行令別表第2）

項	施設の種類	規制対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力 50 t / 日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積 1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石 又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 75cm以上 バケットの内容積 0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 75kW以上
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 15kW以上

- 【注】 1 「**鉱物**」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド、アスファルト等をいう。
- 2 「**岩石**」とは、採石法第2条に規定する岩石をいう。
- 3 「**土石**」とは、「**鉱物**」又は「**岩石**」以外のものであって、埋め立て用の土砂、コンクリート、石炭灰、海砂、残土等をいう。（岩石を破碎したものは土石に該当する。）
- 以上、表-2 指定粉じん発生施設（さいたま市生活環境の保全に関する条例）においても同様。

一般粉じん発生施設の解釈について

(1) コークス炉

- 施設は一炉団（通常、石炭等により分離された一連の炉室の集合）単位とする。したがって、原料処理能力は一炉団あたりの一日の能力である。
- 石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

(2) 堆積場

- 堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは1施設とする。2種類以上の鉱物又は土石が区画されて堆積される場合であっても連続しているものは1施設とする。
- 建設現場などにおいて、長期にわたって使用される堆積場は原則として対象となる。
- 鉱物又は土石以外のものの用途に供される置き場、倉庫等に臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は対象とならない。

(3) ベルトコンベア、バケットコンベア、破碎機、摩砕機及びふるい

- 密閉構造**とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えばバッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続く施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- ふるい**とは、振動ふるい、トロンメル等をいう。
- 連続した数台のベルトコンベア**からなるコンベアラインの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として1施設とする。

(4) その他（コンクリートを扱う施設について）

- コンクリートを扱う施設では、**コンクリート**は「**土石**」に該当するため、次のような取り扱いとなる。
- 堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベアは、「**土石**」について規制しているため、規模により一般粉じん発生施設（指定粉じん発生施設）となる。
 - さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第3号の表4の項に掲げる“**破碎機**”は「**コンクリート**」について規制しているため、規模により指定粉じん発生施設となる。
 - “**ふるい**”“**摩砕機**”及び大気汚染防止法施行令別表第2の表4の項に掲げる“**破碎機**”は、土石については対象としていないため、該当しない。
- また、レンガ、陶磁器、瓦等についてもコンクリートと同様であるが、これらが不純物程度に混入している場合はこの限りではない。

表-2 指定粉じん発生施設一覧表（さいたま市生活環境の保全に関する条例：条例別表第3号）

項	施設の種類	規制対象規模
1	鉱物（コークスを含み石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の 堆積場	面積 500㎡以上1,000㎡未満
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア （鉱物、土石 又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 40cm以上75cm未満 バケットの内容積 0.01m ³ 以上0.03m ³ 未満
3	破碎機及び摩砕機 （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW以上75kW未満
4	破碎機 （コンクリートの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW以上
5	分級機 （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW以上
6	ふるい （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力 7.5kW以上15kW未満
7	セメントの製造の用に供する クリンカークーラー	すべての施設
8	セメントの製造又は加工の用に供する ホッパー及びバッチャープラント	

指定粉じん発生施設の解釈について

(1) クリンカークーラー

- ・セメント工場において焼成炉で製造されたクリンカーを空気冷却するもの。

(2) ホッパー及びバッチャープラント

- ・**ホッパー**とは、原材料等の一時貯蔵又は粉碎機等への供給装置としての目的を持った漏斗状の容器である。
- ・**バッチャープラント**とは、コンクリートを構成する諸材料を集合貯蔵し、所定配合量ずつ計量して、コンクリートミキサーに投入混練し、所要のコンクリートを製造するプラントをいう。

2 構造等の基準

一般（指定）粉じん発生施設に該当した場合、表－3に示す構造等の基準を遵守する必要があります。

表－3 一般（指定）粉じん発生施設の構造等の基準（大気汚染防止法：施行規則別表第6）
（さいたま市生活環境の保全に関する条例：施行規則別表第4）

項	粉じん発生施設の 種類	構造等の基準
法－1	コークス炉	<p>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又は、これらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
法－2	堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
条－1		
法－3	ベルトコンベア及バ ケットコンベア	<p>粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
条－2		
法－4	破碎機及び摩砕機	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
条－3 条－4		
条－5	分級機	<p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
法－5	ふるい	
条－6		ホッパー及び バッチャープラント
条－8		

項	粉じん発生施設の 種類	構造等の基準
条-7	クリンカークーラー	バッグフィルター又はこれと同等以上の性能を有する処理施設が設けられていること。

◎基準適合命令等

構造等の基準を遵守していない施設の設置者は、基準への適合又は施設使用の一時停止を命じられることがあります。

3 届出等の種類

(1) 大気汚染防止法に基づく届出

§ 一般粉じん発生施設

<p>設置(使用)届 一般粉じん発生施設を設置しようとする場合、事前に届け出なければならない。 また、既設の施設が法の改正により、新たに一般粉じん発生施設となった場合、規制対象となった日から30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>変更届 設置又は使用の届出をした者が、一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法を変更しようとする場合、事前に届け出なければならない。</p>
<p>氏名(名称、住所、所在地)等変更届 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>使用廃止届 施設の使用を廃止した場合、廃止後30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>承継届 設置又は使用届出をした者の地位を承継(施設の譲り受け又は借り受け、相続又は合併)した場合、承継後30日以内に届け出なければならない。</p>

備考 大気汚染防止法に係る氏名等変更届出書及び承継届出書については、以下の法律との共通様式で提出できます。

- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・水質汚濁防止法

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	<p>様式第3 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書 別紙1～4 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法</p>	<p>コークス炉・コンベア・破碎機等の場合 ①一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記入した概要図 ②一般粉じん発生施設及び処理又は飛散防止施設の配置図 ③一般粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類</p> <p>堆積場の場合 ①一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止用の装置の構造とその主要寸法を記入した概要図 ② } 上記と同じ ③ }</p>
使用届	<p>別紙1 コークス炉 別紙2 堆積場 別紙3 コンベア 別紙4 破碎機等</p> <p>(別紙1～4で該当するもの)</p>	
変更届		
氏名等変更届	<p>様式第4 氏名等(名称、住所、所在地)変更届出書</p>	<p>上記添付書類のうち当該変更に関係するもの</p> <p>なし</p>
使用廃止届	<p>様式第5 一般粉じん発生施設使用廃止届出書</p>	
承継届	<p>様式第6 承継届出書</p>	

(2) さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく届出

§ 指定粉じん発生施設

<p>設置（使用）届 指定粉じん発生施設を設置しようとする場合、事前に届け出なければならない。 また、既設の施設が条例の改正により新たに指定粉じん発生施設となった場合、規制対象となった日から30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>変更届 設置又は使用の届出をした者が、指定粉じん発生施設の構造又は使用及び管理の方法若しくは粉じんの処理の方法を変更しようとする場合、事前に届け出なければならない。</p>
<p>氏名等(名称、住所、所在地)変更届 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>使用廃止届 施設の使用を廃止した場合、廃止後30日以内に届け出なければならない。(休止の場合は不要)</p>
<p>承継届 設置又は使用届出をした者の地位を承継（施設の譲り受け又は借り受け、相続又は合併）した場合、承継後30日以内に届け出なければならない。</p>

届出の種類	届出書の様式	添付書類
設置届	<p>様式第9号 指定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書 別紙1～3 指定粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法</p>	<p>堆積場の場合 ①指定粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記載した概要図 ②指定粉じん発生施設及び処理又は飛散防止施設の配置図 ③指定粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 ④工場又は事業所までの案内略図</p>
使用届	<p>別紙1 堆積場 別紙2 コンベア 別紙3 破砕機等</p> <p>〔別紙1～3で該当するもの〕</p>	<p>コンベア・破砕機等の場合 ①指定粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記載した概要図 ② ③ } 上記と同じ ④</p>
変更届		上記添付書類のうち当該変更に関係するもの
氏名等変更届	<p>様式第17号 氏名等（名称、住所、所在地）変更届出書</p>	なし
使用廃止届	<p>様式第18号 指定施設使用等廃止届出書</p>	
承継届	<p>様式第19号 指定施設等承継届出書</p>	

※届出は正本・副本あわせて2部提出してください。

Ⅲ 特定粉じんに係る規制

1 規制対象施設の種類

表-4 特定粉じん発生施設一覧表（大気汚染防止法：施行令別表第2の2）

番号	施設の種類	規制対象規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kW以上
2	混合機	〃
3	紡織用機械	〃
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kW以上
5	研磨機	〃
6	切削用機械	〃
7	破碎機及び摩碎機	〃
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)	〃
9	穿孔機	〃

備考 この表に掲げる施設は、石綿(アスベスト)を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、**湿式のもの及び密閉式のものを除く。**

2 規制基準等

特定粉じん発生施設の設置者は規制基準を遵守する必要があります。

規制基準：事業所の敷地境界における大気中の石綿の濃度が**大気1リットルにつき10本以下**

◎改善命令等

事業所の敷地境界線の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合していない施設の設置者に対しては、当該施設の改善又は使用の一時停止を命じられることがあります。

3 特定粉じんの測定

特定粉じん発生施設の設置事業者は、当該施設に係る特定粉じん(石綿)の濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

<測定回数> (法第18条の12(法施行規則第16条の3))

項目	施設の規模	測定回数等
特定粉じん (石綿)	すべての特定粉じん発生施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上*

* 常時使用する従業員の数が20人以下の工場については、当分の間、測定を行わなくともよい。

4 届出等の種類

§ 特定粉じん発生施設

<p>設置(使用)届 特定粉じん発生施設を設置しようとする場合、工事着手予定日の60日前までに届け出なければならない。(届出の内容が相当である場合、期間短縮が可能) また、既設の施設が法の改正により新たに特定粉じん発生施設となった場合、規制対象となった日から30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>変更届 設置又は使用の届出をした者が、特定粉じん発生施設の構造又は使用の方法若しくは特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法を変更使用とする場合、工事着手予定日の60日前までに届け出なければならない。(届出の内容が相当である場合、期間短縮が可能)</p>
<p>氏名等(名称、住所、所在地)変更届 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合、変更後30日以内に届け出なければならない。</p>
<p>使用廃止届 施設の使用を廃止した場合、廃止後30日以内に届け出なければならない。(休止の場合は不要)</p>
<p>承継届 設置又は使用届出をした者の地位を承継(施設の譲り受け又は借り受け、相続又は合併)した場合、承継後30日以内に届け出なければならない。</p>

届出の種類	届出書の様式	添付書類
<p>設置届</p>	<p>様式第3の2 特定粉じん発生施設(使用、変更)届出書 ・別紙1 特定粉じん発生施設の構造</p>	<p>①特定粉じん発生施設の構造概要図(主要寸法を記入) ②特定粉じんの処理又は飛散防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記入した概要図 ③特定粉じん発生施設、特定粉じんの処理又は飛散防止施設の配置図 ④特定粉じんの濃度の測定場所及びその選定理由 ⑤操業の系統図(処理方法を含む)及び事業所付近の状況図 ⑥特定粉じんの排出方法</p>
<p>使用届</p>	<p>・別紙2 特定粉じん発生施設の使用の方法</p>	
<p>変更届</p>	<p>・別紙3 特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法</p>	
<p>氏名等変更届</p>	<p>様式第4 氏名等(名称、住所、所在地)変更届出書</p>	<p>上記添付書類のうち当該変更に関係するもの</p> <p style="text-align: center;">なし</p>
<p>使用廃止届</p>	<p>様式第5 特定粉じん発生施設使用廃止届出書</p>	
<p>承継届</p>	<p>様式第6 承継届出書</p>	

◎実施の制限

特定粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出をした場合、届出を受理した日から**60日を経過した後**でなければ、届出に係る工事に着手することはできません。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは工事着手までの期間が短縮される場合があります。

◎計画変更命令等

特定粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、その届出を受理した日から60日以内に限り、届出者は、特定粉じん発生施設の構造、使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法に関する計画の変更、又は特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命じられることがあります。

IV 届出の流れ

届出書等は、さいたま市環境対策課に**2部**提出してください。

- ・次の施設についての届出は、それぞれの法律の相当規定の定めるところにより、それぞれの行政機関の長へ行ってください。

- (1) 電気事業法に規定する電気工作物
関東東北産業保安監督部 電力安全課（電話：048-600-0391（直通））
- (2) ガス事業法に規定するガス工作物
関東東北産業保安監督部 保安課（電話：048-600-0416（直通））
- (3) 鉱山保安法に規定する施設
関東東北産業保安監督部 鉱害防止課（電話：048-600-0446（直通））

V 届出書の作成

1 届出に係る留意事項

- (1) 届出者は、法人の場合は必ず法人の代表者であること。工場長等の代理人が届出者になる場合は、委任状の添付が必要です。
- (2) 同時に2種類以上の施設を設置する場合、届出書は施設の種類ごとの作成が必要となります。
(例：堆積場とベルトコンベアとふるい)
- (3) 同時に1種類の施設を複数設置する場合には、規模が異なっても同一の届出書で差し支えありません。
- (4) 予備施設、休止施設等のほとんど使用しない施設であっても、届出は必要です。

2 届出書記入上の注意

- (1) 特定粉じん発生施設設置(使用)届
別紙1の着手予定年月日には、基礎工事に着手する日を記入して下さい。
また、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、設置または変更の工事に着手することはできないので、60日以上余裕を見て工事着手の年月日を設定して下さい。
- (2) 使用廃止届及び承継届
「施設の種類」欄には、施設番号など対象施設が特定できるように記入して下さい。

お問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048 (829) 1330

FAX 048 (829) 1991